

地区会館をご利用されている皆様へ

## 名古屋市からのお知らせ

### 「名古屋市暴力団排除条例」が施行されました

市民の安全で平穏な生活を脅かす暴力団の排除を推進するため、名古屋市の公の施設の利用についても、暴力団排除に取り組みます。

#### ◎施設利用の変更点

- 暴力団の利益になると認めるときは、施設の利用を許可しません。
- 許可した後においても、暴力団の利益になると認めるときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命じます。

#### ◎使用申込書記載事項の追加

平成24年4月1日以降の申込受付分より、使用申込書に代表者のフリガナ及び生年月日の記載が必要になります。

暴力団の利益となる使用かどうかを確認する必要がある場合には、申込書の記載事項を愛知県警察本部に照会することがあります。

地区会館をご利用いただいている皆様には、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成24年4月 名古屋市